

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会 電子申請事業部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）規約第28条第2項に基づき、電子申請事業部会（以下「部会」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 電子申請システムの構築・運用に関すること
- (2) 申請・届出等手続の電子化に関すること
- (3) その他電子申請システムについて必要な事項

(構成等)

第3条 部会は、別表に掲げる会員の共同運営所管課長（課長の職がない場合は課長相当職員）が当該会員の職員の中から、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会電子申請事業部会部会員推薦書（第1号様式）により推薦する部会員で構成する。

2 部会員を変更する場合には、会員の共同運営所管課長（課長の職がない場合は課長相当職員）は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会電子申請事業部会部会員推薦書（変更用）（第2号様式）を運営委員会委員長に提出するものとする。

3 部会に部会長及び副部会長各1名を置き、部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を総理し、必要に応じて部会を招集し、その座長となる。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 第1項の規定にかかわらず、部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に関係者を出席させることができる。

(オブザーバー)

第4条 部会長は、協議会会員以外の神奈川県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）から、当該市町村の職員をオブザーバーとして参加させたい旨の申請があり部会の運営上支障がないと認めるときは、運営委員会委員長の承認を得たうえで当該職員を部会にオブザーバーとして参加させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 部会に、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(事業計画)

第6条 部会長は、毎年度、事業計画原案を作成し、9月末までに事務局長に提出しなければならない。

(事業報告)

第7条 部会長は、会計年度終了後速やかに事業報告原案を作成し、事務局長に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表(第3条関係)は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月5日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

別表（第3条関係）

電子申請事業部会の構成団体

神奈川県	逗子市	南足柄市	松田町
相模原市	三浦市	綾瀬市	山北町
横須賀市	秦野市	葉山町	開成町
平塚市	厚木市	寒川町	箱根町
鎌倉市	大和市	大磯町	真鶴町
藤沢市	伊勢原市	二宮町	湯河原町
小田原市	海老名市	中井町	愛川町
茅ヶ崎市	座間市	大井町	清川村